

広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例

広島県建設事業負担金条例（昭和三十六年広島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「知事」の下に「（流域下水道に係る事業にあつては、公営企業管理者。以下この条において同じ。）」を加える。

第四条中「規則」の下に「（流域下水道に係る事業にあつては、企業管理規程）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。